

移住定住サポーターを募集します

市は、移住希望者や実際に移住した人がより快適な生活を実現でき、また地域の力となつていただけるようにサポートを行い、移住定住のさらなる促進につなげることを目的として「渋川市移住定住サポーター」制度を開始します。開始に当たり、第1期メンバーとなる移住定住サポーターを募集します。

詳しくは、**本政策創造課(回22401)**へ。

対象

市内在住の人

活動内容

- ①移住定住に関する相談の応対および相談内容に応じた情報の提供
- ②移住定住促進に向けたイベントへの参加

③移住後の定住に向けた各種支援制度の案内および地域案内

- ④その他目的を達成させるために必要な活動

※ボランティアでの活動になります

登録方法

登録を希望する人は、申

込書(政策創造課または市ホームページにあります)を郵送、メールまたは直接政策創造課(〒377-8501・石原80・hp-seisaku@city.shibukawagunma.jp)へ提出してください。

申込期間 8月2日(月)～9月1日(水)
ホームページID 8575



令和3年度第2回「移住者の集い」を開催します

申込み・問合せ先 電話で**本政策創造課(回22401)**へ

ところ 渋川スカイランドパーク(金井2843-1-3)

対象 市外から渋川市へ移住してきた人

定員 20人(先着順)

※世帯での参加も可

参加料 無料

申込期間 8月6日(金)～20日(金)午前8時30分～午後5時15分

とき 8月28日(土)午前10時30分を除く



昨年開催した「移住者の集い」

7月1日付で人権擁護委員に4人が委嘱されました

7月1日付で、法務大臣から次の4人が人権擁護委員に委嘱されました。

▽高津桂子さん(赤城地区・再任) ▽浦澤廣子さん(北橘地区・再任) ▽齊藤るり子さん(小野上地区・新任) ▽瀬戸恵子さん(北橘地区・新任)

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、地域の皆さんから人権に関する相談を受けたり、人権についての考えを広める啓発活動をしている民間のボランティアです。現在、市内18人の人権擁護委員が活動しています。

詳しくは、**本地域包括ケア課(回22250)**へ。

新居で新生活を開始したカップルへ助成金の申請を忘れていませんか?

結婚した夫婦またはパートナー・シップ宣誓をしたカップルで、市内の新居に転居または転入して新生活を開始した世帯に対し、最大10万円を助成しています。

▽婚姻日などにおける年齢が、双方またはいずれか一方が35歳未満である

▽婚姻日などの前後6ヶ月間に、双方ともに市内の新居に転居または転入し、新生活を開始している(住民登録が市内にある)

▽申請日は、婚姻日などから6ヶ月を超えていない

▽その他の要件や申請方法など、詳細は市ホームページ(ホームページID=8216)で確認してください。

詳しくは、**本政策創造課(回22401)**へ。

主な助成金の要件

▽令和3年4月1日以後に婚姻届を提出し受理された夫婦またはパートナーシップ宣誓をしたカップル

臣から委嘱を受け、地域の皆さんから人権に関する相談を受けたり、人権についての考えを広める啓発活動をしている民間のボランティアです。現在、市内18人の人権擁護委員が活動しています。